化学品を取り扱う事業者の方へ

― GHS対応 ―

化管法・安衛法における ラベル表示・SDS提供制度

「化学品の分類および表示に関する
世界調和システム（GHS）」に基づく
化学品の危険有害性情報の伝達

平成24年10月

経済産業省

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署

GHSとは(1)

GHS は国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法です

ＧＨＳ制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）の実施促進のための決議が採択されました。

国連ＧＨＳ文書

GHSの基本は国連GHS文書です

GHSの基本となるのは、国連GHS文書「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」です。表紙が紫色のため、通称、「パープルブック」と呼ばれています。

- 国連GHS文書は、本文と附属書から構成されています。
- 本文は、4部から構成され、これに10の附属書が添付されています。

国連GHS文書の構成

第1部	GHSの目的、範囲、適用や定義等の総論
第2部	物理化学的危険性について
第3部	健康に対する有害性について
第4部	環境に対する有害性について
附属書	ラベル要素の割当て、分類および表示に関する一覧表等

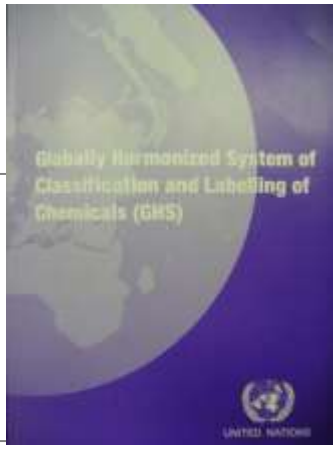

国連GHS文書は2年に1回改訂されます

- 毎年2回、国連経済社会理事会のもと設置されたGHS専門家小委員会が開催され、そこでの議論を踏まえて、2年に1回、国連GHS文書が改訂されます。
- 日本では、国連GHS文書の改訂版が発行されるたびに、邦訳を発行しています。

GHSとは(2)

ＧＨＳの概要

GHSは全ての化学品を対象としています

●目的　GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。

●適用　GHSは、危険有害性を有する全ての化学品(純粋な物質、その混合物)に適用されます。ただし成形品は除きます。また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象としていません。

●規定内容　GHSには以下の内容が含まれます。

- 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準(分類基準)
- 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段(ラベルやSDS(安全データシート))

分類

以下の危険有害性(ハザード)の分類基準

- 物理化学的危険性　(爆発物、可燃性等　16項目)
- 健康に対する有害性　(急性毒性、眼刺激性、発がん性等　10項目)
- 環境に対する有害性　(水生環境有害性等　2項目)

情報伝達

ラベル

ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達(容器や外部梱包にラベルの貼付や印刷)

SDS(安全データシート)

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

ＧＨＳ情報の提供対象者

GHS情報の提供対象者は、化学品を取り扱う全ての人たちです

- GHSでは情報提供の対象者を、労働者、救急対応者、輸送関係者、消費者としています。
- つまり、GHSによる危険有害性に関する情報は、化学品を取り扱う全ての人たちが受けることになります。

GHS導入のメリット(1)

GHSを導入することで、次に挙げるようなメリットが期待できます
さらに、GHSが世界的に浸透すれば、より高い効果が期待できます

メリット1 人の健康や環境の保護を強化

危険有害性の情報伝達に関して、国際的に理解されやすいシステムを導入することによって、化学品を使用する人が適切に行動することが可能になり、人の健康や環境保護が強化されます。GHSを導入している企業からは、以下のような声も多く聞かれています。

GHS導入

安全確保に効果

労働者や工場の安全確保に効果がある。

意識向上に効果

危険有害性、リスク管理に対する意識が強くなった。

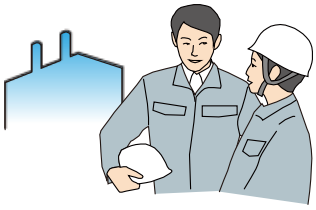

物質選定時に効果

GHS分類結果を用いて、より安全な物質を選定することができるようになった。

メリット2 化学品の試験・評価の重複を回避

入手可能なデータを用いて分類することや「つなぎの原則」を用いること等から、化学品の新たな試験及び評価の必要性が減少します。

BEFORE

製品別に
個別試験評価が必要

危険有害性評価

GHS導入

新たな試験及び評価の
必要性が減少

類似製品に同じ評価を使える！

GHS導入のメリット(2)

メリット 3 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献

事業者が化学品の国際取引を行っている場合、GHSの導入により、輸出国ごとに異なるSDS等を作成する負担が軽減し、国際競争力の強化につながります。

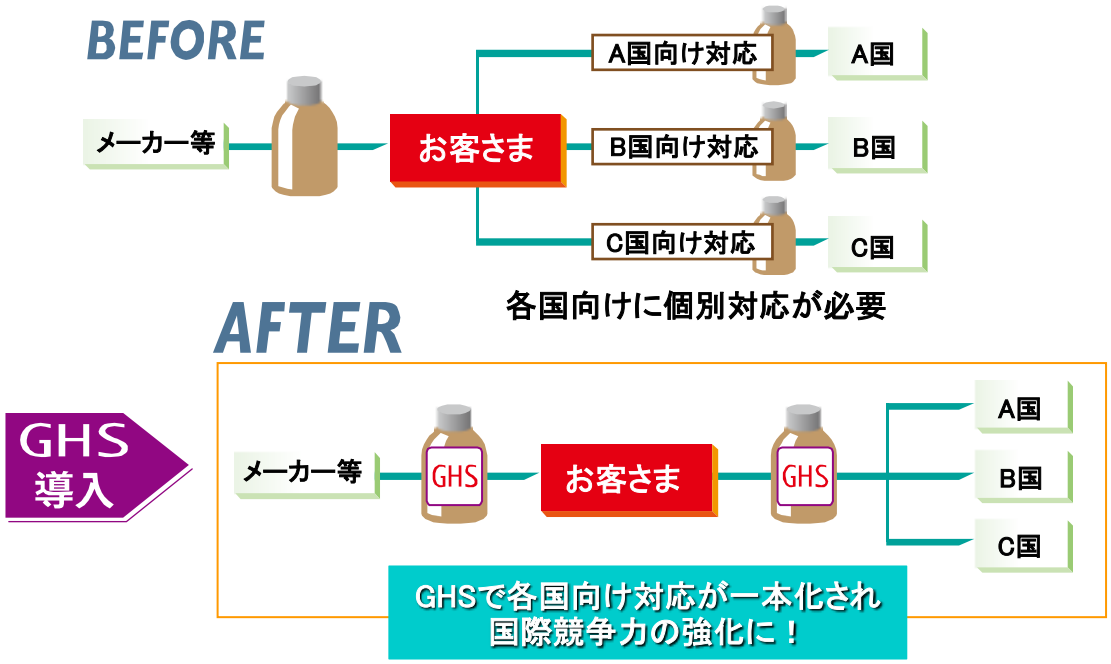

メリット 4 自社の安全性イメージの向上に寄与

GHSの導入により、取引先や社会に対する適切な情報提供がはかられ、自社の安全性イメージの向上につながります。

GHS
導入

安全性イメージの向上

GHS導入により、自社の安全性に対するイメージが向上する。

GHSについての要求に対応

ユーザー・取引先からのGHSについての要求に応えられることで、
ユーザー・取引先からの信頼を獲得することができる。

GHSによる化学品の分類(1)

GHSでは、国際的に統一された方法で化学品の危険有害性を分類します

ＧＨＳの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連GHS(改訂4版)の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- ●爆発物
- ●可燃性/引火性ガス（化学的に不安定なガスを含む）
- ●エアゾール
- ●支燃性/酸化性ガス
- ●高圧ガス
- ●引火性液体
- ●可燃性固体
- ●自己反応性化学品
- ●自然発火性液体
- ●自然発火性固体
- ●自己発熱性化学品
- ●水反応可燃性化学品
- ●酸化性液体
- ●酸化性固体
- ●有機過酸化物
- ●金属腐食性物質

健康に対する有害性

- ●急性毒性
- ●皮膚腐食性/刺激性
- ●眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- ●呼吸器感作性または皮膚感作性
- ●生殖細胞変異原性
- ●発がん性
- ●生殖毒性
- ●特定標的臓器毒性(単回ばく露)
- ●特定標的臓器毒性(反復ばく露)
- ●吸引性呼吸器有害性

環境に対する有害性

- ●水生環境有害性
- ●オゾン層への有害性

ＧＨＳ分類の例

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります

例)引火性液体の分類

大 ← 危険有害性 → 小

引火点および初留点のデータから危険有害性区分を決定

危険有害性区分			
区分1	区分2	区分3	区分4
引火点 < 23℃ および 初留点 ≦ 35℃	引火点 < 23℃ および 初留点> 35℃	引火点 ≧ 23℃ および ≦ 60℃	引火点 > 60℃ および ≦ 93℃

ラベル要素

絵表示				シンボルなし
注意喚起語	危険	危険	警告	警告
危険有害性情報	極めて引火性の高い液体および蒸気	引火性の高い液体および蒸気	引火性液体および蒸気	可燃性液体

（さらに、区分に応じた「注意書き」があります）

GHSによる化学品の分類(2)

GHSでは、入手可能なデータを活用して分類を行います

ＧＨＳ分類に利用できるデータ

- GHSでは、入手可能な既存のデータに基づく分類が推奨されており、GHS分類を目的とした新たな試験は要求されません。
- 化学品は必ずしも純物質でのみ扱われるとは限らず、市場ではむしろ混合物として流通していることが多いと考えられますが、混合物についても、入手可能なデータを活用した分類が可能です。
- 例えば、混合物として国連危険物輸送勧告に基づく国連分類（国連番号、クラス）が付与されている場合には、国連分類に基づき、GHSにおける物理化学的危険性の分類を検討することができます。
- GHSでは、混合物そのもののデータを入手できない場合についても、「つなぎの原則」等を利用した分類方法が組み込まれています。

混合物のＧＨＳ分類

混合物そのものの試験データを入手できない場合、「つなぎの原則」等を考慮した分類を検討します

① 混合物そのものの試験データを利用して分類

混合物そのものの試験データが利用できる場合は、そのデータを利用して分類します。

②「つなぎの原則」を考慮して分類

混合物そのものの試験データがない場合は、「つなぎの原則（Bridging principles）」を考慮した分類を検討します。

③ 個々の成分の有害性情報に基づき分類

混合物そのものの試験データも「つなぎの原則」も利用できない場合は、個々の成分の有害性情報（試験データ等）に基づき有害性を推定し、分類します。

健康有害性、環境有害性については、混合物そのものの試験データはないものの、個々の成分に関して十分なデータがあり、混合物の有害性を適切に特定できる類似の混合物に関する十分な情報がある場合に、「つなぎの原則」を考慮した分類が可能です。

「つなぎの原則」には以下の6種類があり、危険有害性クラスによって適用できる原則が異なります。

a. 希釈
b. 製造バッチ
c. 毒性の高い成分の濃度
d. 毒性区分内での内挿
e. 本質的に類似した混合物
f. エアゾール

表示による情報伝達(1)

表示に用いるGHSラベルの作成には、一定のルールがあります

GHSの定義では、ラベルとは、化学品の危険有害性に関する情報がまとめて記載されている書面、印刷又はグラフィックであり、危険有害性がある物質の容器又はその外部梱包に貼られたり、印刷されたりするものをいいます。

表示に用いるラベル要素は下記のとおりです。

ラベル要素

1 製品特定名(Product identifier)

製品を特定するものとして、製品の名称や物質の化学品特定名が記載されます。

2 注意喚起語(Signal words)

利用者に対して、潜在的な危険有害性を警告するために使用されると同時に、危険有害性の程度を知らせる語句のことです。

「危険(danger)」と「警告(warning)」の2種類があり、重大な危険有害性がある場合には「危険」を用い、それよりは重大性の低い危険有害性がある場合には「警告」を用います。

3 絵表示(Pictograms)

ある情報を伝達することを意図した、シンボルと境界線、背景のパターン又は色等の図的要素から構成されるもので、1つの頂点で正立させた正方形の中に、白い背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲んだものです。

4 危険有害性情報(Hazard statements)

該当製品の危険有害性の性質と、その危険有害性の程度について記載されます。具体的な文言は、危険有害性の程度に応じて国連GHS文書の中にそれぞれ定められています。

5 注意書き(Precautionary statements)

危険有害性をもつ製品へのばく露、その不適切な貯蔵や取り扱いから生じる被害を防止・最小化するために、その化学品の使用者等が取るべき措置について記述した文言(又は絵表示)を記載したものです。「GHS附属書3」において注意書きの使用に関する手引きが提供されています。

6 供給者の特定(Supplier identification)

化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されます。

表示による情報伝達(2)

ラベル要素の配置

GHSでは、危険有害性を表す絵表示、注意喚起語と危険有害性情報はラベル上に一緒に配置されるべきとされており、その配置の例や記載の手引きが「国連GHS文書　附属書7」やJIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に掲載されています。

1. 製品特定名
2. 注意喚起語
3. 絵表示
4. 危険有害性情報
5. 注意書き
6. 供給者の特定

ラベルの例

1 ○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△(英名)
成分:□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
NET Wt.　15kg

2 危　険

3

4
・引火性液体および蒸気　・重篤な眼の損傷
・飲み込むと有害　・皮膚刺激
・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
・中枢神経系、腎臓の障害
・呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気およびめまいのおそれ
・長期、または反復暴露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ
・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
・水生生物に非常に強い毒性

5
【安全対策】
・使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
・容器を密閉しておくこと。
・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。
・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

【応急処置】
・火災の場合:粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水を用いて消火すること。
・飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。
・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを使用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。ただちに医師に連絡すること。
・皮膚等に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多量の水と石けんで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。

【保管】
・涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。

【廃棄】
・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。

【使用上の注意】
・貯蔵条件(低温)によって全体又は一部が固化することがあります。そのときは火気に注意の上、加温・溶融し、均一化して下さい。

6 日本GHS株式会社　東京都千代田区霞ヶ関○-○　電話:03-0000-0000

表示による情報伝達(3)

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示(Pictograms)が決められており、危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

【炎】

可燃性/引火性ガス
(化学的に不安定なガスを含む)
エアゾール
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体・固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物

【円上の炎】

支燃性/酸化性ガス
酸化性液体・固体

【爆弾の爆発】

爆発物
自己反応性化学品
有機過酸化物

【腐食性】

金属腐食性物質
皮膚腐食性
眼に対する重篤な損傷性

【ガスボンベ】

高圧ガス

【どくろ】

急性毒性
(区分1～区分3)

【感嘆符】

急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(区分3)
オゾン層への有害性

【環境】

水生環境有害性
(急性区分1、
長期間区分1
長期間区分2)

【健康有害性】

呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性
(区分1、区分2)
吸引性呼吸器有害性

作業場内表示について

GHSの対象となる化学品には、作業場に供給される時点でGHSのラベルが貼付されますが、そのラベルは、作業場においてもその供給された容器にそのまま貼付しておき、さらに、ラベルの情報を作業場で使用する他の容器への表示にも活用することが推奨されています。

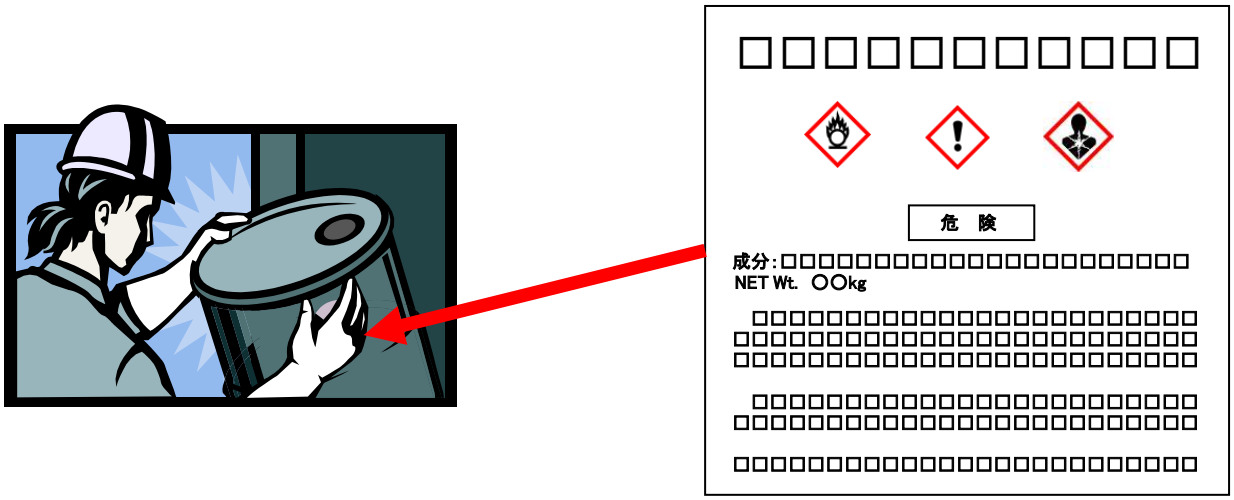

SDSによる情報伝達

SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者に伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 「GHS附属書4」や「JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」」に、SDS作成についての手引きが記載されています。

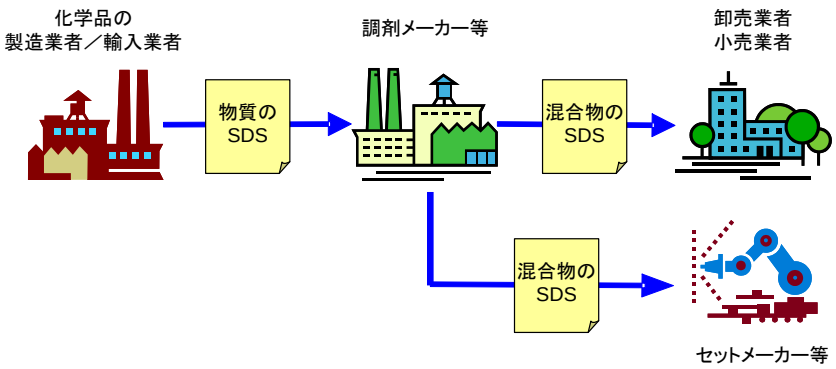

SDSの記載項目

1. 物質または混合物および会社情報
2. 危険有害性の要約
3. 組成および成分情報
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱いおよび保管上の注意
8. ばく露防止および保護措置
9. 物理的および化学的性質
10. 安定性および反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

MSDSからSDSへ

SDSは、国内では平成23年度までは一般的に「MSDS（Material Safety Data Sheet：化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一いたしました。また、GHSに基づく情報伝達に関する共通プラットフォームとして整備したJIS Z 7253においても、「SDS」とされております。

日本におけるGHS導入に関する活動(1)

日本では、GHSの導入にあたって、いろいろな対応が進められています

関係省庁連絡会議の設置

- 2001年、国連GHS専門家小委員会の発足とほぼ同時期に、GHSに関する情報の共有、国連GHS専門家小委員会への対応等を目的とした「GHS関係省庁連絡会議」が設置されました。この会議のメンバーは、厚生労働省を幹事とし内閣府消費者庁、総務省消防庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、GHS専門家小委員会委員で構成されており、独立行政法人製品評価技術基盤機構、一般社団法人日本化学工業協会やGHSの専門家がオブザーバーとして参加しています。
- 現在、「GHS関係省庁連絡会議」では、日本国内でのGHS実施に関するさまざまな活動(国連GHS文書の邦訳、国による化学物質のGHS分類、国連GHS専門家小委員会での対処方針の決定等)を行っています。

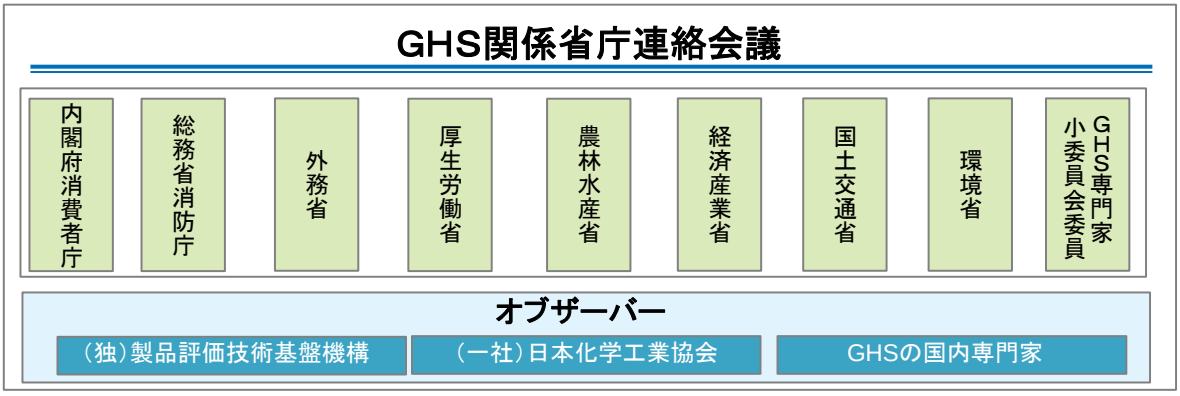

国連ＧＨＳ文書の邦訳

- 2002年2月から「GHS関係省庁連絡会議」において、国連GHS文書の原文(英語)から日本語への翻訳作業を開始しており、改訂版の邦訳は専門家、経済産業省、厚生労働省、環境省等のホームページに公開されています。

  経済産業省:http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html
  厚生労働省:http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei07/index.html

ＧＨＳ分類ガイダンスの整備

- GHS分類関係者(事業者等)が、分類作業をより正確かつ効率的に実施するための手引きとして、関係各省によって、「GHS分類ガイダンス」が作成されました。
- このガイダンスは、分類JIS(JIS Z 7252「GHSに基づく化学物質等の分類方法」)に準拠しており、分類の手順や計算方法等と合わせて、分類の際に使う情報源のリストも記載されています。
- なお「GHS分類ガイダンス」は、「事業者向けGHS分類ガイダンス」と「政府向けGHS分類ガイダンス」に分かれており、いずれも、経済産業省のホームページからダウンロードすることができます。

  http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

日本におけるGHS導入に関する活動(2)

一部の化学物質について分類を実施、公開

- 日本でSDSの作成を義務付けている法律は、「化学物質排出把握管理促進法」、「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」の3つです。それらの規制対象となる化学物質を中心に、経済産業省、厚生労働省、環境省等関係各省が連携して分類実施の作業を行っており、現在約2,500の化学物質の分類が進んでいます。最終的な分類結果は独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページ(①)等で公開され、だれでも利用することができます。
- また、GHSに基づくSDS及びラベルを作成する際の参考となるように「GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報」が厚生労働省ホームページ内の職場のあんぜんサイト(②)で公開され、だれでも利用することができます。

①(独)製品評価技術基盤機構(NITE)
http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html

②職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

分類ツール類の整備

日本では、GHS分類を行う事業者等をサポートするためのツール類が、前述のGHS分類ガイダンス以外にも多数、整備されています。

「混合物分類判定システム」(経済産業省)

混合物の全成分又は一部の成分についてデータが利用できる場合に混合物の組成に基づき分類するシステムです。国連GHS改訂2版及び分類JIS(JIS Z 7252)に対応しています。物質(組成物)を登録し、製品(混合物)の混合割合を入力すると、製品のGHS分類判定及びラベル情報の出力を行うことができます。また、政府によって分類された約1,500の分類結果を活用することもできます。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver3_download.html

「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」((独)製品評価技術基盤機構)

GHSでは、消費者製品の慢性的な健康有害性については、ばく露状況を勘案したリスク評価の結果予想されるリスクがある程度以下の場合、健康有害性に基づくGHS情報を表示しなくてもよいことになっています。本ガイダンスは、特定の消費者製品について、リスク評価手法を用いたGHS表示の必要性の有無を判断する手順を示したものです。

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/risk_consumer.html

日本におけるGHS導入に関する活動(3)

日本工業規格（ＪＩＳ）の整備

- 日本国内では、GHSに対応する日本工業規格(JIS)を定めています。
- 平成24年から、従来3つに分かれていたJISを「分類」と「情報伝達」に関する2つのJISに整理・統合しました。
- JISは、化学物質排出把握管理促進法、労働安全衛生法の共通プラットフォームとなっており、JISに従えば、原則として、各法に準拠し、また、GHSにも対応したSDS及びラベルを作成・提供することができます。

GHSに係る日本工業規格(JIS)

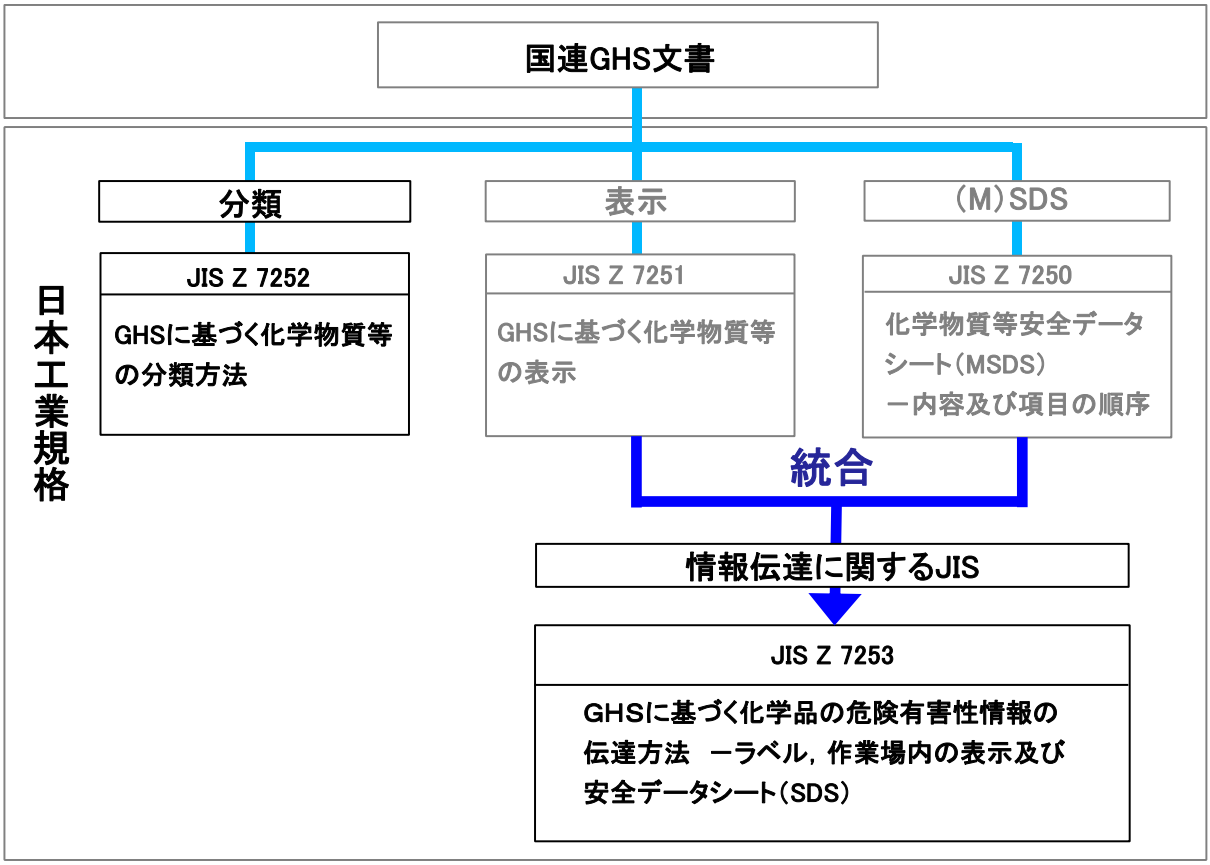

JIS Z 7253の暫定措置

JIS Z 7253は、2012年3月に、従来のJIS Z 7250とJIS Z 7251を統合して制定されましたが、新しいJIS Z 7253では、暫定措置として、2015年(平成27年)12月31日までの期間は、JIS Z 7250:2005又はJIS Z 7250:2010に従ってSDSを作成してもよく、それ以降、2016年(平成28年)12月31日までは、JIS Z 7250:2010に従ってSDSを作成してもよいことになっています。

また、ラベルについては、2015年(平成27年)12月31日までの期間は、JIS Z 7251:2006又はJIS Z 7251:2010に従ってラベルを作成してもよく、それ以降、2016年(平成28年)12月31日までは、JIS Z 7251:2010に従ってラベルを作成してもよいことになっています。

お知らせ

GHSの導入と化管法・安衛法の関係法令の改正について

- 平成24年、「化学物質排出把握管理促進法」（化管法）及び「労働安全衛生法」（安衛法）は、GHSの導入の促進を目的とした省令等の改正を行いました。
- 化管法省令の改正により、対象化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加しました。また、SDSやラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合した方法で行うことを努力義務としました。
- 安衛法においても、労働安全衛生規則の改正により、譲渡・提供する際、SDSの提供又はラベルによる表示が義務となっている物質に加え、原則、危険有害性を有する全ての化学品についてもSDSの提供及びラベルによる表示を行うことを努力義務としました。

化管法・安衛法省令等改正の施行スケジュール

	平成23（2011）年度	平成24（2012）年度	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度	平成28（2016）年度	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度
化管法	平成24年4月20日 化管法省令・指針改正公布	平成24年6月1日 第一段階施行	注記1					
					平成27年4月1日 第二段階施行	注記2		
安衛法	平成24年1月27日 安衛則改正公布	平成24年4月1日施行 注記3						
	平成24年3月16日 指針改正公布	平成24年4月1日施行 注記4						
JIS Z 7252（分類）	JIS Z 7252: 2009							
JIS Z 7250（MSDS）	JIS Z 7250: 2005	（廃止）			（暫定期間終了）平成27年12月31日			
JIS Z 7250（MSDS）	JIS Z 7250: 2010	（廃止）				（暫定期間終了）平成28年12月31日		
JIS Z 7251（表示）	JIS Z 7251: 2006	（廃止）			（暫定期間終了）平成27年12月31日			
JIS Z 7251（表示）	JIS Z 7251: 2010	（廃止）				（暫定期間終了）平成28年12月31日		
JIS Z 7253（情報伝達）	平成24年3月25日 制定	統合 JIS Z 7253: 2012						

注記1

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）
＜全般＞ SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大（第3条）
＜純物質＞ SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化（第4条第1項）
＜純物質＞ JIS Z 7253に適合したラベル表示を努力義務化（第5条）
【指針改正関連】
＜全般＞ 指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252及びZ 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定（第4）

注記2

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）
＜混合物＞SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化（第4条第1項）
＜混合物＞JIS Z 7253に適合したラベル表示を努力義務化（第5条）

注記3

安衛法でラベル表示が義務付けられていない危険有害な化学物質について、ラベル表示を努力義務化（第24条の14）
安衛法でSDSの交付が義務付けられていない危険有害な化学物質について、SDSの交付を努力義務化（第24条の15）

注記4

改正安衛則に定めるラベル表示及びSDSの交付を促進するため、事業者が労働者に危険有害性を有する化学物質を取り扱わせる際の、GHSに準拠したラベルの容器等への貼付及びSDSの作業場への掲示等による労働者への周知の方法について公表